定　　款

社会福祉法人

青谷福祉会

社会福祉法人　青谷福祉会定款

認　　可（昭和48年 2月12日）
変更認可（昭和64年 1月 7日）
変更認可（平成 2年 5月17日）
変更認可（平成 9年 3月31日）
変更認可（平成12年 4月 1日）
変更認可（平成14年 5月 9日）
変更認可（平成15年12月19日）
変更認可（平成16年 4月14日）
変更認可（平成18年 3月27日）
変更認可（平成19年 3月 2日）

第一章　　総　　則

（目　　的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又その有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第１種社会福祉事業

（ア）児童養護施設　　青谷こども学園の設置経営

（イ）特別養護老人ホーム　　なりすなの設置経営

（２）第２種社会福祉事業

（ア）老人短期入所事業（特別養護老人ホームなりすな）

（名　　称）

第２条　この法人は、社会福祉法人「青谷福祉会」という。

（経営の原則）

第３条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

（事務所の所在地）

第４条　この法人の事務所を鳥取県鳥取市青谷町大字善田27番地１に置く。

第二章　役員及び職員

（役員の定数）

第５条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理　　事　　８名

（２）監　　事　　２名

２　理事のうち１人は理事の互選により、理事長となる。

３　理事長のみが、この法人を代表する。

４　役員の選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊な関係がある者が理事のうちに１名をこえて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は２年とする。ただし補欠の役員の任期は前任者の残任期間とする

２　役員は再任されることができる。

３　理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

（役員の委嘱）

第７条　理事は評議員会において選任し、理事長がこれを委嘱する。

２　監事は、評議員会において選任する。

３　監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

（役員の報酬）

第８条　役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

２　役員には、費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（理事会）

第９条　この法人の業務の決定は、評議員会の議決を要するものを除き、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は理事長が専決し、これを理事会に報告する。

２　理事会は理事長がこれを招集する。

３　理事長は、理事総数の３分の１以上の理事又は監事から会議に附議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から１週間以内にこれを招集しなければならない。

４　理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

５　理事会は、理事総数の３分の２以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6　理事会の議事は、法令に特別な定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8　議長及び理事会において選出した理事２名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第10条　理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

2　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

（監事による監査）

第11条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び鳥取県知事に報告するものとする。

3　監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会、評議員会に出席して意見を述べるものとする。

（職　　員）

第12条　この法人に職員若干名をおく。

2　この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、評議員会の同意を得て、理事長が任免する。

3　施設長の任期は３年とする。但し再任を妨げないものとする。

4　施設長以外の職員は、理事長が任免する。

5　法人事務局に局長１名、局次長１名、職員若干名をおき理事長がこれを任免する。

6　施設長は、青谷こども学園においては「園長」、なりすなにおいては「所長」と通称する。

第三章　　評議員及び評議員会

（評議員会）

第13条　評議員会は、18名の評議員をもって組織する。

2　評議員会は、理事長が招集する。

3　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員又は監事から会議に附議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。

4　評議員会に議長を置く。
5　議長は、その都度評議員の互選で定める。
6　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
7　評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
8　評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。
9　議長及び評議員会において選任した評議員２名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。
10　評議員の報酬については、勤務実態に則して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

（評議員会の権限）
第14条　評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
(1)予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
(2)予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(3)定款の変更
(4)合　　併
(5)解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
(6)解散した場合における残余財産の帰属者の選定
(7)その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
2　理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、あらかじめ評議員会の同意を得なければならない。

（同　　前）
第15条　評議員は、この法人の業務若しくは財産の状況または役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の資格等）
第16条　評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て理事長がこれを委嘱する。
2　評議員の委嘱にあたっては、各評議員について、その親族その他特別の関係がある者が３名をこえて含まれてはならない。

（評議員の任期）
第17条　評議員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

2　評議員は再任されることができる。

第四章　資産及び会計

（資産の区分）

第18条　この法人の資産は、これを分けて、基本財産と運用財産の２種とする。

2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎31番地１及び32番地１所在の
木造瓦葺平家建　青谷こども学園事務所１棟（73.24平方メートル）

(2) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎31番地１及び32番地１所在の
木造瓦葺二階建　青谷こども学園寄宿舎１棟（209.56平方メートル）

(3) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎31番地１及び32番地１所在の
木造瓦葺二階建　青谷こども学園寄宿舎１棟（235.76平方メートル）

(4) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎31番地１及び32番地１所在の
木造瓦葺二階建　青谷こども学園寄宿舎１棟（209.56平方メートル）

(5) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎23番地、24番地1、25番地1、26番地1、
27番地1所在の鉄筋コンクリート造瓦葺陸屋根３階建
特別養護老人ホームなりすな寄宿舎１棟（１階部分　2356.77平方メートル
２階部分　408.46平方メートル、３階部分　408.46平方メートル）

(6) 鳥取県鳥取市青谷町大字善田字傍示ケ崎23番地、24番地1、25番地1、26番地1、
27番地1所在の木造鋼板葺平家建　物干場１棟（25.20平方メートル）

3　運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第２項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

（基本財産の処分）

第19条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、評議員会の承認を得て理事総数の３分の２以上の同意を得て、鳥取県知事の承認を得なければならない。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、鳥取県知事の承認は必要としない。

（資産の管理）

第20条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（特別会計）

第21条　この法人は、特別会計を設けることができる。

（予　　算）

第22条　この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において事業別に編成し、評

議員会の承認を得て、理事総数の３分の２以上の同意を得なければならない。

（決　　算）

第23条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後２月以内に理事長において事業別に作成し、監事の監査を経て、評議員会の承認を得て理事会の認定を得なければならない。

２　前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供するサービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３　会計の決算上繰越金を生じたときには、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、評議員会の承認を経て、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（会計年度）

第24条　この法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日をもって終る。

（臨機の措置）

第25条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事　会において定める経理規程により処理する。

第26条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、評議員会の承認を得て、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第五章　　解散及び合併

（解　　散）

第27条　この法人は、社会福祉法第46条第１項第１号及び第３号から第６号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第28条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の承認を得て、理事総数の３分の２以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合　　併）

第29条　合併しようとするときは、評議員会の承認を得て、理事総数の３分の２以上の同意を得て、鳥取県知事の認可を受けなければならない。

第六章　　定款の変更

（ 定款の変更）

第30条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の承認を得、理事総数の３分の２以上の同意を得て、鳥取県知事の認可（社会福祉法第43条第１項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を鳥取県知事に届出なければならない。

第七章　　公告の方法その他

（公告の方法）

第31条　この法人の公告は社会福祉法人青谷福祉会の掲示場に掲示するとともに、新聞に掲載して行う。

（施行細則）

第32条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　　則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただしこの法人の成立後、遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　浦　島　一　男
理　事　　長　戸　昇　一
理　事　　田　中　平　蔵
理　事　　柿　本　須米夫
理　事　　遠　藤　徳　治
理　事　　吉　田　　肇
理　事　　長谷川　義　春
監　事　　中　村　定　雄
監　事　　浜　崎　次　郎

附　　則

この定款は、鳥取県知事の認可があった日から施行する。

附　　則

この定款は、昭和64年 1月 7日から施行する。

附　　則

この定款は、平成 2年 5月17日から施行する。

附　　則

この定款は、平成 9年 3月31日から施行する。

附　　則

この定款は、平成12年 4月 1日から施行する。

附　　則

この定款は、平成13年 4月 1日から施行する。

附　　則

この定款は、平成14年 4月 1日から施行する。

附　　則

この定款は、平成15年12月 5日から施行する。

附　　則

この定款は、平成16年 4月 1日から施行する。

附　　則

この定款は、平成18年 5月10日から施行する。

附　　則

この定款は、平成19年4月10日（鳥取県知事認可の日）から施行する。